2.4　患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものについては、通常郵便に関する施行規則に従って取り扱い、包装し、及び票札を付さなければならない。これらの郵便物については、優先郵便物又は書留書状の料金を適用する。これらの郵便物の取扱いについては、追加の料金の納付を課することができる。

2.5　伝染性物質及び患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものを包有する郵便物の差出しは、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した加盟国の間における交換のための差出しに限って認められる。

2.6　伝染性物質及び患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものが差出しを許容される場合には、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路）によって送達され、優先して配達される。

**第十七条**　調査請求

1　指定された事業体は、調査請求が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に提出されることを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱った小包、書留郵便物、保険付郵便物又は配達記録郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。調査請求の伝達は、優先郵便物、ＥＭＳ又は電子的手段によって行う。六箇月という期間は、請求者が指定された事業体に調査請求を行うまでの期間をいい、指定された事業体の間の調査請求の送達の期間を含まない。

2　調査請求は、この条約の施行規則に定める条件に従って認められる。

3　調査請求の料金は、無料とする。ただし、ＥＭＳ業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として請求者が負担する。

**第十八条**　税関検査及び関税その他の課金

1　差出国の指定された事業体及び名あて国の指定された事業体は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税関検査に付することができる。

2　税関検査に付される郵便物に対しては、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金として課することができる。この通関料は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通関についてのみ徴収される。

3　利用者のために郵便物の通関手続を代行することについて許可を得た指定された事業体は、業務の実際の費用に基づく料金を利用者から徴収することができる。この料金は、自国の法令に従い、税関で申告されたすべての郵便物（関税を免除されたものを含む。）について徴収することができる。利用者は、徴収される料金について事前に適正に通知されるものとする。

4　指定された事業体は、関税その他のすべての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。

**第十九条**　軍隊との閉袋の交換

1　通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によって交換することができる。

1.1　加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間

1.2　国際連合の用に供される軍隊の指揮官の間

1.3　加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

1.4　同一国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官の間

2　1の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋があてられ、若しくは閉袋を発送する軍隊の構成員又は閉袋があてられ、若しくは閉袋を発送する軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限られる。当該通常郵便物に適用する料金及び送達の条件については、軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所属している加盟国の指定された事業体が自己の規則に従って定める。

3　軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所属している加盟国の指定された事業体は、特別の合意がない限り、関係する指定された事業体に対し、閉袋の継越料、到着料及び航空運送料を支払う義務を負う。

**第二十条**　業務の質に関する基準及び目標

1　加盟国又はその指定された事業体は、自国あての通常郵便物及び小包の配達に関する基準及び目標を定め、公表する。

2　1の基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される時間よりも不利なものとしてはならない。

3　差出側の加盟国又はその指定された事業体は、優先郵便物及び航空通常郵便物並びに平面路小包その他の小包の差出しから配達までの間の基準を定め、公表する。

4　加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

**第二章**　責任

**第二十一条**　指定された事業体の責任及び賠償金

1　総則

1.1　次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。

1.1.1　書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷

1.1.2　配達記録郵便物に関しては、その亡失

1.1.3　配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送

1.2　指定された事業体は、1.1.1及び1.1.2に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。

1.3　指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。

1.4　書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。

1.5　支払うべき賠償金の額は、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める額を超えることができない。

1.6　責任を負う場合には、間接の損害及び実現されなかった利益については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。

1.7　指定された事業体の責任に関するすべての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があった場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。